

UNITE 利用約款

以下に記載の「UNITE 利用約款」（以下「本約款」という。）は、お客様（以下「甲」という。）が、株式会社 ecbeing（以下「乙」という。）が提供する Web サービスである「UNITE サービス」（以下「本サービス」という。）を利用するにあたって甲乙間で成立する本サービスの利用契約（以下「利用契約」という。）に適用される。

第 1 条（本約款の適用）

- 乙は、本約款を定め、利用契約に基づき甲に対し本サービスを提供する。
- 本約款と個別の利用契約で定めた内容が異なるときは、利用契約で定めた内容が本約款に優先するものとする。

第 2 条（通知）

- 乙から甲への通知は、本約款及び利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メールの送信、書面の提示又は乙のホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行うものとする。
- 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信又は乙のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

第 3 条（本約款の変更）

- 乙は、本約款を変更しようとする場合、乙のウェブサイトに掲載する方法等により、あらかじめ甲に対して本約款を変更する旨及び変更後の約款の内容及び約款変更の効力発生日を告知する。
- 前項に基づき本約款の変更を告知した日から約款変更の効力発生日までに甲からの異議の申し出がない場合、甲は当該変更に同意したものとみなし、以後、甲乙間において、変更後の約款の効力が生じる。

第 4 条（本サービスの内容）

本サービスは、Web サイトを構築、更新するコンテンツ管理（以下「CMS」という。）機能を提供するサービスをいう。また、本サービスの詳細は、UNITE 基本事項、UNITE 機能制約事項、UNITE スマートフォン制約事項にて定めるとおりとする。

第 5 条（利用契約の締結等）

- 利用契約は、本サービスの利用申込者が、本約款、乙提示の契約条件及び提供条件等の条件（以下「本条件」という）を承諾の上、本約款及び本条件を内容とする申込みの意思表示を伴う注文書（以下「注文書」という）を乙に提出し、乙の 7 営業日以内に乙が異議を述べない場合に、当該期間経過時に注文書に基づき成立するものとする。なお、本サービスの利用申込者は本約款及び本条件の内容を承諾の上、かかる申込みを行うものとし、本サービスの利用申込者が申込みを行った時点で、本サービスの利用申込者が本約款及び本条件の内容を承諾しているものとみなす。
- 利用契約の変更を目的とする利用変更契約は、甲が変更注文書を書面にて乙に提出し、乙の 7 営業日以内に乙が異議を述べない場合に、当該期間経過時変更注文書に基づき成立するものとする。
- 乙は、前 2 項その他本約款の規定に関わらず、本サービスの利用申込者又は甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができる。
 - 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - 注文書又は変更注文書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠る虞があるとき
 - その他乙が前各号に準じ不適当と判断したとき

第 6 条（契約期間）

- 利用契約の契約期間は、注文書の記載に関わらず、最初に到来する提供費用の請求対象月の初日より 1 年間とし、契約終了日となる契約期間満了の 3 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による契約終了の意思表示がない場合、更に 1 年間自動的に更新されるものとし、以後契約期間満了の都度同様とする。
- 契約終了日は、本サービスの利用の如何を問わず月末日とし、月の途中の終了はできないものとする。

第 7 条（提供料金）

本サービスの初期費用および月額料金等の提供料金は、利用契約により定めるものとする。

第 8 条（料金の請求および支払）

提供費用の請求及び支払については、利用契約により定めるものとする。

第 9 条（提供料金の変更）

1. 乙は、利用契約の期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって通知することにより、甲に対して、提供料金の改定を申し込むことができるものとする。
 - (1) 提供料金又は価格構成要素が法令により設定、改定または廃止されたとき。
 - (2) 物価や為替の変動その他の事由に基づく経済情勢の変動が生じたとき。
 - (3) 上記のほか提供料金を改定すべき合理的な事情が生じたとき。
2. 前項に基づく通知から 14 営業日以内に、甲から書面による異議の申立てがない場合、甲は提供料金の改定に同意したものとみなし、以後、改定された提供料金が適用されるものとする。
3. 甲が提供料金の改定に異議を述べた場合、提供料金の改定は、乙と甲とが協議するところに従うものとする。

第 10 条（サービスの一時的な中断）

1. 乙が、本サービス提供のためのシステムのメンテナンスを実施する必要があると判断する場合、当該メンテナンス日の 1 週間前までに甲に通知することにより本サービスを一時的に中断できるものとする。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に事前に通知することなく本サービスを一時的に中断できるものとする。
 - ① 貸与機器およびソフトウェアの障害により、緊急にシステムのメンテナンスを実施する場合
 - ② 通信センターの施設自体の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - ③ 天災、地変、動乱、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - ④ その他、運用上あるいは技術上、乙が緊急に本サービスの中断が必要と判断した場合

第 11 条（乙の免責事項）

1. 乙は、甲が本サービスの利用によってサイトの閲覧者から得る、閲覧者の電子メールアドレス、氏名、住所、電話番号等、乙が関与し得ない情報の正確性及び完全性、並びに本サービスの利用による甲の利益等の有用性を保証しないものとする。
2. 本サービスを通じて甲が一斉かつ大量の電子メールを送信（メールマガジン配信を含む）した場合において、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律等の法令により、通信事業者各社等が配信を拒否したため当該電子メールが配信されなかった場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとする。
3. 電気通信事業法にもとづき、通信事業者各社等が、公共の利益のため非常時における緊急を要する重要通信を優先させるため、本サービスの利用を制限した場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとする。
4. 乙は、下記の各号に該当する事由が発生したことにより生じた甲の一切の損害についてその責を免れるものとする。
 - ① 乙が開発したソフトウェア以外のソフトウェア、若しくはハードウェアの瑕疵又は動作不良等により中断又は運用停止が生じたとき
 - ② 機器の故障・障害対応により中断又は運用停止が発生したとき
 - ③ 第 10 条に定めるサービスの一時的な中断が発生したとき
 - ④ 甲が指定した接続元 IP アドレスからの接続を許可したことに派生して中断又は運用停止が発生したとき
 - ⑤ ドメインの有効期限の満了や DNS サーバーによる障害で URL による閲覧ができない等、ドメインや DNS サーバーに起因して中断又は運用停止が発生したとき
 - ⑥ 甲が乙に通知すべき事項について、甲からの通知が遅延したとき
 - ⑦ 一時的な利用増にともなうパフォーマンスの劣化により中断又は運用停止が発生したとき
5. 本サービスの利用により、甲が第三者に損害を与えた場合、甲は自己の責任と費用をもって解決するものとする。

第 12 条（甲の禁止事項）

1. 甲は、本サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為を行わないものとする。
 - ① 公序良俗に反する行為
 - ② 犯罪行為および犯罪行為を惹起するおそれがある行為
 - ③ 他の契約者または第三者もしくは乙および乙の著作権、財産権、プライバシー等を侵害する行為
 - ④ 他の契約者または第三者もしくは乙および乙への誹謗中傷その他不利益を与える行為
 - ⑤ 特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、その他の法律、条例に抵触する行為
 - ⑥ 本サービスの運営に支障をきたす行為、またはそのおそれがある行為
 - ⑦ 第 3 条に定める本サービスの利用目的に直接的に係わらないシステムの利用
2. 乙は、甲が前項の各号のいずれかに該当すると判断する場合、相当期間を定め催告を行い、甲に改善を要求することができるものとする。
3. 乙は、甲が催告後も是正しない場合、本サービスの提供を停止できるものとする。

第 13 条（ID およびパスワードの管理）

1. 甲は、本サービスにより利用するソフトウェア、電子メール等で使用する、任意に登録した名称あるいは番号（以下「ID」という）と、これに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとする。
2. 甲は、第三者に ID およびパスワードを譲渡もしくは利用させることができないものとする。
3. 甲は、ID およびパスワードを失念した場合、あるいは盗用された場合は、速やかに乙に届け出るものとする。

第 14 条（機密の保持）

1.甲及び乙は、利用契約の履行に関して知り得た相互の販売上、技術上またはその他業務上の機密情報を、利用契約の有効期間のみならず、利用契約終了後も第三者に漏洩してはならないものとする。なお、甲および乙は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報から除くものとする。

- ①相手方から開示、提供を受けた情報が、既に公知の場合
- ②相手方から開示、提供を受けた情報が、自己の責によらず公知となった場合
- ③相手方から開示、提供を受けた情報を第三者に開示することにつき、相手方から事前に文書による同意を得た場合

2.甲が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために乙が受領した情報については、それぞれ本条における秘密情報と同じ扱いを行なうものとする。なお、個人情報については本条第1項第①号から第③号までのいずれかに該当する場合も機密情報として扱うものとする。

第15条（解約）

1.甲または乙が、利用契約の解約を希望する場合、解約希望月の2ヶ月前までに、書面により相手方に通知することにより、利用契約を解約できるものとする。

2.甲による解約が契約期間の満了による場合を除き、甲は、解約希望月の翌月から契約期間の満了月までの期間に対する月額料金の100分の50に相当する金額（小数点以下の端数は切り捨て）及び消費税を解約違約金として乙に支払うものとする。

3.解約に伴い、甲のサイトデータは、解約希望月の翌月以降に乙にて削除することができる。

第16条（契約の解除）

1.甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約を解除し、かつ次条に従い損害賠償を請求できるものとする。

- ①本約款及び利用契約の各条項の一つにでも違反した場合
- ②正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められる場合
- ③相手方より重大な損害又は危害を受けた場合
- ④監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
- ⑤支払いの停止又は特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類似する法的倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の申立を含む。）があった場合
- ⑥解散の決議、若しくは他の会社と合併した場合
- ⑦手形・小切手が不渡りとなった場合、又は財産状態が悪化し若しくは悪化する虞があると判断される場合
- ⑧災害その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められる場合
- ⑨その他契約を継続することが不適当な場合

第17条（損害賠償）

1.乙は、甲に対し、自己の責に帰すべき事由により、本約款及び利用契約に違反して損害を与えた場合、当該損害を賠償する。

2.前項に定める損害は、当該違反による直接の結果として甲が現実には被った通常損害に限ることとし、事由の如何を問わず、間接損害、営業損害、機会損失その他の特別損害、逸失利益を含まない。

3.乙が負担する損害賠償は、帰責事由の原因となった本サービスにかかる利用契約に基づき、甲から乙に支払われた提供料金の総額（最大1年分）を上限とする。

第18条（権利義務譲渡の禁止）

甲または乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして、利用契約に関連して発生する一切の権利および義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1.甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、過去、現在及び将来において、自己、自己の役員又は従業員の内いずれも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等及びこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当せずかつ反社会的勢力との一切の関係を有しないことを表明し、かつ、保証する。

2.甲及び乙は、自己の役員又は従業員について、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、かつ、行わせない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第20条（管轄裁判所）

利用契約に関し甲乙間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条 (協議)

利用契約に定めがない事項および疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

2024年2月1日 制定 発効

■UNITE 基本事項

1.カスタマイズの不可及機能変更

UNITE (本システム) は、システムのカスタマイズ(プログラムの変更)は一切できません。また、機能の内容は今後予告なく変更されることがあります。

2.ご利用期間

利用契約の契約期間は、1年間です。ただし、利用契約の期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による契約終了の意思表示がない場合、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

■UNITE 機能制約事項

1.UNITEにおいて、デザインの変更が可能な箇所、仕様には制限があります。

2.システム部分を変更する必要が生じるデザイン適用作業はできません。(詳細は別途御相談)

3.画像等のコンテンツのアップロードはBackOfficeの一括アップロード機能でのサポートとなります。FTPは利用できません。

4.初期データ移行作業は、お客様の作業となります。当社が作業を行う場合には、別途費用が発生します。

(1)記事データ・会員データなどフロントに反映される情報登録は管理画面からお客様によって登録していただく必要がございます。

(記事データ・会員データ登録はCSVでのインポート登録が可能です。)

①会員データにおいて、重複したID、メールアドレスの登録はできません。

(2)インポート用のCSVを作成いただく際に、インポート機能に合わせたフォーマットにて作成いただく必要があります。

5.管理画面が利用可能なブラウザはEdgeおよびChrome(いずれもPC向けのみ)です。

6.マルチドメイン機能は下記の制限事項を前提とします。

(1)DNSの設定

①CMSでドメインを追加してもDNSの設定は自動的には行われません。別途DNSの設定が必要です。

(2)IISのバインド

①IISのバインドについてはあらかじめ「(未使用のIPアドレス)」をバインドするか、複数ドメインのDNSを同一のIPに向けてそのIPをバインドしておく必要があります。

(3)SSLとマルチドメイン

①マルチドメインの各ホストでSSLを利用する場合、IISの制限により、ドメイン毎に別のIPアドレスが必要です。またIISへのIPアドレスのバインドとSSL証明書のインストールが必要です。

②IPアドレスの追加には、追加の月額費用が必要です。

(4)hostヘッダが必須

①マルチドメインのバーチャルホストを実現する為に、httpのhostヘッダを利用しています。hostヘッダを送信しないブラウザはマルチドメインに対応できません(バーチャルホストでは一般的な制限です)。

(5)アクセス分析

①BackOfficeのトップページに表示されるアクセス分析のグラフは、1サイト目に登録したドメインのみ表示されます。

(6)登録ドメイン数

①登録可能なドメイン数は、20ドメインが上限となります。

※上記を超えるドメインを登録する場合は、別途カスタマイズもしくはチューニングが必要となります。

(7)登録コンテンツ数

①各コンテンツは下記ページ数が上限となります。なお、下記ページ数は全ドメインでの合計値となります。

・ページ登録数 : 5,000ページまで

・記事登録数 : 50,000件まで

・メールフォーム登録数 : 300ページまで

※上記を超えるコンテンツを登録する場合は、別途カスタマイズもしくはチューニングが必要となります。

(8)サイトメンテナンス

①UNITEのメンテナンスにはサイト停止を伴う場合があり、当該メンテナンスを行う際は、マルチドメインで登録した全てのドメインも停止いたします。

7.サイト検索機能は下記の制限事項を前提とします。

(1)検索結果の順序について

①サイト検索結果の順序は、変更できません。

(2)共通ブロックについて

①編集された共通ブロックを含むページの承認を行うと、他のページに影響がある場合であっても公開されます。

8.承認機能は下記の制限事項を前提とします。

(1)承認フローの段数について

①承認フローは一段階のみ対応します。段階が複数に及ぶ承認フローは作成できません。

(2)共通ブロックについて

①編集された共通ブロックを含むページの承認を行うと、他のページに影響がある場合であっても公開されます。

9.デザイン編集は下記の制限事項を前提とします。

(1)レイアウトデザインについて

①レイアウトはデザインテンプレートでデザインされているため、ブラウザからは編集できません。デザインテンプレートファイルは編集後サーバー上で置き換える必要があります。

(2)ブロックデザインについて

①動的ブロックはデザインテンプレートでデザインされているため、ブラウザから編集できません。

デザインテンプレートファイルは編集後、サーバー上で置き換える必要があります。

②ブロックのデザインテンプレートには CMS システム固有の HTML タグ (<div class="forcms_block"></div>) が含まれています。

これは CMS でブロックとして操作する為に必要な定義ですので消すことはできません。

③デザインテンプレートを編集した結果、タグに不整合があると動的なコンテンツが動作しなくなります。

④UNITE では、ブロックをまたいでタグが開始・終了するようなデザインは作成できません。

→ブロック A で<div class="test">を出力し、ブロック C で</div>を出力する、等のデザイン作成はできません。

(3)レイアウトのデザインテンプレート編集時の注意点

①レイアウトのデザインテンプレート内のタグは制御用の重要なものが多いため、修正する場合は慎重に行なってください。

(4)リソースファイル (画像、CSS、JS) についての注意点

①web¥cmsrs 内に含まれている、画像・CSS・JS は、UNITE から利用するファイルであるため、削除できません。

■UNITE スマートフォン制約事項

1.スマートフォン表示は下記の制限事項を前提とします。

(1)全般

①スマートフォン向け表示は一部を除き、PC サイト向けの設定を共有します。

(2)対応機種

①対応機種及び当社での検証機種は以下に定める範囲とします。それ以外の機種(新規発売された機種含む)にて不具合が発見された場合には、別途有償での対応となります。

・推奨環境(パッケージの動作確認済環境)

iPhone OS バージョン：最新のメジャーバージョンから 2 世代以内

Android OS バージョン：最新のメジャーバージョンから 5 世代以内

・アプリの開発時は、当社指定の以下の端末で検証します。検証実施以外の端末での動作に関してはサポートの対象外です。

iPhone iOS iPhone11 以降の各メジャーバージョン 1 台(※開発着手時に選定)

Android Android 各メジャーバージョン 1 台(※開発着手時に選定)

②スマートフォン向けのデザイン表示制御はユーザーエージェントで判定しているため、一部タブレット端末においても、スマートフォン向けのデザインで表示される場合があります。

③画面解像度への機種別による表示対応はおこなわれません。

(3)その他

①機種毎の機能、画面遷移(画面数)、システム固定部分のデザイン・文言の違いはありません。

②PC サイトおよびスマートフォンサイト版の BackOffice は共通となります。

以 上